

平成 20 年度工事定期監査(第 2 期)の結果に基づき講じた措置等 (保健福祉局)

保健福祉局

指摘の概要	措置内容	措置状況
(2) 積算 ア 枯松吊切り時のクレーン費の算定 舞子墓園において、枯松の倒木による人身事故や墓石損傷が生じたため、本作業は枯れた危険木を伐倒し、事故の発生を未然に防止するものである。 墓地や道路付近等伐倒作業に伴い事故の恐れがある箇所では、トラッククレーンで枯木を吊り、根元を切り伐倒している。この作業に関する歩掛はなく、他の歩掛を参考にして作成した代価表を使用し積算を行っている。 しかし、実際のクレーンの稼働状況等を確認したところ、積算における根拠とは大きく異なっていた。 設計金額の多寡にかかわる内容であり、実績について調査したり他の方法で確認するなど、慎重な対応が必要であった。 (保健福祉局健康部生活衛生課) [No.3 枯松(危険木)伐倒作業(その1)]	○原因・背景 急遽枯松を伐倒する必要性が生じ、他局の事例を参考にして積算したが、現場の作業内容を十分に把握しないまま、先行事例の積算を適用したことに問題があった。 ○今後の対応 担当部署において歩掛りの再検討が行われ、樹木の伐倒等についての歩掛りが整備された。 今後はこの歩掛りを使用して積算を行う。	措置済